



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年12月25日（火） 号外（第5号）

目次

	ページ
規 則	
○群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	2
教育委員会規則	
○群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（学校人事課）	2
○群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（同）	2
人事委員会規則	
○平成三十年改正条例附則第二条の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付研究員等の給料月額の切替えに関する規則	4
○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	5
○職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	5
○初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	7
○群馬県職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	10
○群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	10
企業管理規程	
○群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（総務課）	10
病院管理規程	
○群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（総務課）	10

規則

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十五日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第六十八号

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県収入証紙条例施行規則(昭和四十一年群馬県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表手数料の項第九十五号の二の二を削る。
別表第一の二手数料の項第八十五号の二を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年十二月二十五日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第十一号

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年群馬県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第十七イの表2級の欄中

53 54 を 53 53 に、

55
55
56
56
57
57
57
58
58
59
59
60
60
60
61
61
61
61

を

54
54
55
55
56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
60
60

に、

61
62
62
62

を

61
61
61
61

に、

62
63
63

を

62
62
62

に、

63
64

を

63
63

に改め、別表第十七ロの表2級の欄中

58
59
60
61
61
61
62
62
62
62
63
63
63
63
64

を

57
58
58
59
59
60
60
61
61
62
62
63
63

に改め、別表第十七ハの表2級の欄

46
46
47
47
48
48
49

を

45
46
46
47
47
47

に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

2 平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった学校職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない学校職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった学校職員(あらかじめ人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている学校職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける学校職員との均衡上必要があると認められる学校職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年十二月二十五日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第十二号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正)
第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の七第一項第一号中「百分の百十以上百分の百八十」を「百分の百十以上百分の百九十」に改め、同項第二号中「百分の九十八・五以上百分の百十」を「百分の百三・五以上百分の百十五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十七」を「百分の九十二」に改める。

第四十四条の七の二第一項第一号中「百分の四十四・五」を「百分の四十九・五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の四十一」を「百分の四十六」に改める。

第二条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。
 第二十条の二中「第九条第六項」を「第九条第五項」に改める。
 第四十一条第一項第一号中「五千四百円」を「五千五百円」に改める。
 第四十四条の七第一項第一号中「百分の百十五以上百分の百九十」を「百分の百十二・五以上百分の百八十五」に改め、同項第二号中「百分の百三・五以上百分の百十五」を「百分の百一以上百分の百十二・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十二」を「百分の八十九・五」に改める。
 第四十四条の七の二第一項第一号中「百分の四十九・五」を「百分の四十七」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の四十六」を「百分の四十三・五」に改める。
 (群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
 第三条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十五年群馬県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則別表中

四五〇円
一、〇八〇円
五三〇円
三一〇円
八六〇円
一、四〇〇円
九〇円
六四〇円
一、一八〇円
一、七三〇円

七〇円
六七〇円
三四〇円
九四〇円
一、五三〇円
三一〇円
九一〇円
一、五〇〇円
二、〇九〇円
二八〇円
八七〇円
一、四七〇円
二、〇六〇円
二、六五〇円
八四〇円

四二〇円
九六〇円
一、五一〇円
二、〇五〇円
二〇〇円
七四〇円
一、二九〇円
一、八三〇円
二、三八〇円
五二〇円
一、〇七〇円
一、六一〇円
二、一六〇円
二、七〇〇円
八五〇円
一、三九〇円
一、九四〇円
三、二〇〇円
三、七五〇円
一、八九〇円
二、四四〇円
四、〇四〇円
四、五九〇円
五、一三〇円
四、七八〇円
六、二二〇円
六、七七〇円

を

一、四四〇円
二、〇三〇円
二、六二〇円
三、二一〇円
一、四一〇円
二、〇〇〇円
二、五九〇円
三、一八〇円
三、七八〇円
一、九七〇円
二、五六〇円
三、一五〇円
三、七五〇円
四、三四〇円
二、五三〇円
三、一二〇円
三、七二〇円
五、〇三〇円
五、六二〇円
三、八一〇円
四、四一〇円
六、〇六〇円
六、六五〇円
七、二四〇円
六、九四〇円
八、四三〇円
九、〇二〇円

に、「二二八円」を「二四五

円」に、「十一・九」を「十二・二」に改める。

七、三一〇円	九、六一〇円
七、八六〇円	一〇、二〇〇円
八、二五〇円	一〇、六五〇円
八、八〇〇円	一一、二四〇円
九、三四〇円	一一、八三〇円
九、八九〇円	一二、四二〇円
一、〇八〇円	一三、六七〇円
一〇、七三〇円	一三、三六〇円
一一、二七〇円	一三、九五〇円
一一、八二〇円	一四、五四〇円
一二、九三〇円	一五、七一〇円
一三、四八〇円	一六、三〇〇円
一三、一二〇円	一五、九九〇円
一三、六七〇円	一六、五八〇円
一四、六九〇円	一七、六六〇円
一五、二四〇円	一八、二五〇円
一五、七八〇円	一八、八四〇円
一六、三三〇円	一九、四三〇円
一七、三一〇円	二〇、四七〇円
一七、八六〇円	二一、〇六〇円
一八、四〇〇円	二一、六五〇円
一八、九五〇円	二二、二四〇円
一九、八七〇円	二三、二二〇円
二〇、四二〇円	二三、八一〇円
二〇、九六〇円	二四、四〇〇円
二一、五一〇円	二四、九九〇円

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第四条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の百八十」を「百分の百九十」に改める。

附則第五項中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改める。

第五条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の百九十」を「百分の百八十五」に改める。

附則第五項中「百分の九十五」を「百分の九十」に改める。

附則 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第五条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項及び第四十四条の七の二第一項並びに第四条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則附則第四項及び第五項の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

人事委員会規則

平成三十年改正条例附則第二条の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付研究員等の給料月額の切替えに関する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十五日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十一号

平成三十年改正条例附則第二条の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付研究員等の給料月額の切替えに関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成三十年群馬県条例第八十号)附則第二条の規定に基づき、最高の号給を超える給料月額を受けていた任期付研究員等の給料月額の切替えに関し必要な事項を定めるものとする。

(群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第五項の規定による給料月額)の切替え)

第二条 平成三十年四月一日(以下「適用日」という。)の前日において群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年群馬県条例第八号)第五条第五項の規定による給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額は、その者の適用日の前日における給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

円 〇 〇

適用日の前日における給料月額	新給料月額
円 888,000	889,00
965,000	965,00

(群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第七條第三項の規定による給料月額)の切替え)

第三條 適用日の前日において群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年群馬県条例第六十二号)第七條第三項の規定による給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額は、その者の適用日の前日における給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

適用日の前日における給料月額	新給料月額
円 949,000	950,000
965,000	965,000

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 平成二十八年改正条例附則第五條の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付研究員等の給料月額)の切替えに関する規則(平成二十八年群馬県人事委員会規則第十三号)は、廃止する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十五日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第八ホの表2級の欄中

46
46
47
47
48
48
49

を

に改め、別表第八トの表2級の欄中

18
19
20
21
21
22
22
23
23
24

を

17
18
18
19
19
20
20
21
22
23

に改

める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

2 平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員(あらかじめ人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年十二月二十五日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十三号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)
第一條 職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の七第一項第一号中「百分の百十以上百分の百八十」を「百分の百十五以上百分の百九十」に、「百分の百三十四以上百分の二百二十」を「百分の百三十九以上百分の二百三十三」に改め、同項第二号中「百分の九十八・五以上百分の百

三、七五〇円
一、八九〇円
二、四四〇円
四、〇四〇円
四、五九〇円
五、一三〇円
四、七八〇円
六、二二〇円
六、七七〇円
七、三一〇円
七、八六〇円
八、二五〇円
八、八〇〇円
九、三四〇円
九、八九〇円
一、〇八〇円
一〇、七三〇円
一一、二七〇円
一一、八二〇円
一二、九三〇円
一三、四八〇円
一三、一二〇円
一三、六七〇円
一四、六九〇円
一五、二四〇円
一五、七八〇円
一六、三三〇円

五、六二〇円
三、八一〇円
四、四一〇円
六、〇六〇円
六、六五〇円
七、二四〇円
六、九四〇円
八、四三〇円
九、〇二〇円
九、六一〇円
一〇、二〇〇円
一〇、六五〇円
一一、二四〇円
一一、八三〇円
一二、四二〇円
一三、六七〇円
一三、三六〇円
一三、九五〇円
一四、五四〇円
一五、七一〇円
一六、三〇〇円
一五、九九〇円
一六、五八〇円
一七、六六〇円
一八、二五〇円
一八、八四〇円
一九、四三〇円

一七、三一〇円
一七、八六〇円
一八、四〇〇円
一八、九五〇円
一九、八七〇円
二〇、四二〇円
二〇、九六〇円
二一、五一〇円

二〇、四七〇円
二一、〇六〇円
二一、六五〇円
二二、二四〇円
二三、二二〇円
二三、八一〇円
二四、四〇〇円
二四、九九〇円

円」に、「十一・九」を「十二・二」に改める。

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第四条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の百八十」を「百分の百九十」に、「百分の二百二十」を「百分の二百三十」に改める。

附則第五項中「百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五」を「百分の百十五」に改める。

第五条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の百九十」を「百分の百八十五」に、「百分の二百三十」を「百分の二百二十五」に改める。

附則第五項中「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百十五」を「百分の百十」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第五条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則第二十九条の七第一項及び第二十九条の七の二第一項の規定並びに第四条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則附則第四項及び第五項の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十五日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第二十四号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十八年群馬県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

期間の区分	職員の区分			2項職員
	1項職員			
	1種	2種	3種	
1年未満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 50,800
1年以上2年未満	414,800	368,800	308,600	50,800
2年以上3年未満	414,800	368,800	308,600	50,800
3年以上4年未満	414,800	368,800	308,600	50,800
4年以上5年未満	414,800	368,800	308,600	50,800
5年以上6年未満	414,800	368,800	308,600	50,800
6年以上7年未満	414,800	368,800	308,600	49,000
7年以上8年未満	414,800	368,800	308,600	47,200
8年以上9年未満	414,800	368,800	308,600	45,400
9年以上10年未満	414,800	368,800	308,600	43,600
10年以上11年未満	414,800	368,800	308,600	41,800
11年以上12年未満	414,800	368,800	308,600	40,000
12年以上13年未満	414,800	368,800	308,600	38,200
13年以上14年未満	414,800	368,800	308,600	36,400
14年以上15年未満	414,800	368,800	308,600	35,000
15年以上16年未満	414,800	368,800	308,600	33,600
16年以上17年未満	410,400	364,800	305,300	32,200
17年以上18年未満	406,000	360,800	302,000	30,800
18年以上19年未満	401,600	356,800	298,700	29,400
19年以上20年未満	397,200	352,800	295,400	28,000
20年以上21年未満	392,800	348,800	292,100	26,600
21年以上22年未満	373,400	331,900	278,300	26,000
22年以上23年未満	353,600	314,700	264,300	25,400
23年以上24年未満	334,300	298,000	250,800	24,400
24年以上25年未満	314,900	281,100	236,900	23,800
25年以上26年未満	295,400	264,200	223,200	23,200
26年以上27年未満	272,700	243,400	205,600	22,600
27年以上28年未満	250,500	223,000	188,500	22,000
28年以上29年未満	228,100	202,600	171,200	21,200
29年以上30年未満	205,300	181,800	153,600	20,900
30年以上31年未満	180,500	159,900	135,600	20,500
31年以上32年未満	155,600	138,000	117,300	19,900
32年以上33年未満	131,000	116,300	99,400	19,000
33年以上34年未満	92,900	84,400	73,400	18,100
34年以上35年未満	57,600	54,600	49,100	17,400

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

群馬県職員の日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年十二月二十五日
群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十五号

群馬県職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の宿日直手当に関する規則(昭和四十六年群馬県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第一号中「五千四百円」を「五千五百円」に改める。

附 則
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年十二月二十五日
群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十六号

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則(平成十一年群馬県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
第四条第二項第一号中「及び社会福祉法第十五条第一項第一号の指導監督を行う職員(次号に掲げる職員を除く。)」を削り、同項第二号中「(人事委員会が定めるものを除く。)」を削る。

第八条第三号中「捕獲作業」の下に「又は処分作業」を加える。

第十二条第一項中「(研究職給料表の適用を受ける職員を除く。)」を削る。

第十三条第一項中「バス」を「及びバス」に改め、「及びレントゲン車(大型自動車であるものに限る。)」を削る。

第十六条第一項に次の一号を加える。

十四 土木事務所に勤務する職員が鉛等有害物を含有する橋梁の塗料が剥離された作業場(人事委員会が定めるものに限る。)で行う調査又は検査等の作業

第十六条第四項に次の一号を加える。

十二 第一項第十四号の作業 二百三十円

附 則
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

■ 企業管理規程

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成三十年十二月二十五日
群馬県企業管理者 関 勤

群馬県企業管理規程第四号

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。
第十六条第二項第一号中「百分の九十」を「百分の九十五」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第十六条第二項の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。
2 改正後の群馬県企業職員の給与に関する規程の規定を適用する場合には、改正前の同規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の同規程の規定による給与の内払とみなす。

■ 病院管理規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成三十年十二月二十五日
群馬県知事 大 澤 正 明

群馬県病院管理規程第八号

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)の一部を次のように改正する。
第十五条第二項第一号イ中「六千八百円」を「七千円」に改める。
第二十七条第二項第一号中「二万円」を「二万円」に改める。
第三十条第二項第一号中「百分の九十」を「百分の九十五」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

別表第三専門機関の項中

1 医師及び歯科医師(医療職給料表(一)の適用を受ける職員に限る。)	1 医師及び歯科医師(医療職給料表(一)の適用を受ける職員に限る。)	三
2 がんセンターに勤務する診療放射線技師		

を
1 医師及び歯科医師(医療職給料表(一)の適用を受ける職員に限る。)
三 に改め、同項3中「心臓

血管センター」の下に「がんセンター又は小児医療センター」を加え、同項3を同項2とし、同項4中「又は小児医療センター」を削り、同項中4を3とし、5から9までを4から8までとし、

10 専ら消化器内視鏡技術職員の業務に従事する職員(医療職給料表(三)の適用を受ける職員を除く。)

を

9 専ら消化器内視鏡技術職員の業務に従事する職員(医療職給料表(三)の適用を受ける職員を除く。)

に改める。

10 小児医療センターに勤務する言語聴覚士

別表第六中「三〇八、三〇〇円」を「三〇八、六〇〇円」に、「三〇五、八〇〇円」を「三〇六、一〇〇円」に、「三〇三、四〇〇円」を「三〇三、七〇〇円」に、「三〇〇、九〇〇円」を「三〇一、二〇〇円」に、「二九八、四〇〇円」を「二九八、七〇〇円」に、「二九三、三〇〇円」を「二九三、六〇〇円」に、「二八八、二〇〇円」を「二八八、五〇〇円」に、「二八三、一〇〇円」を「二八三、四〇〇円」に、「二七八、〇〇〇円」を「二七八、三〇〇円」に、「二六七、七〇〇円」を「二六八、〇〇〇円」に、「二五七、三〇〇円」を「二五七、六〇〇円」に、「二四七、〇〇〇円」を「二四七、五〇〇円」を「二四四、八〇〇円」に、「二二二、四〇〇円」を「二二二、七〇〇円」に、「二〇〇、三〇〇円」を「二〇〇、六〇〇円」に、「一八八、二〇〇円」を「一八八、五〇〇円」に、「一七五、〇〇〇円」を「一七五、三〇〇円」に、「一六一、八〇〇円」を「一六二、一〇〇円」に、「一四八、五〇〇円」を「一四八、八〇〇円」に、「一三五、三〇〇円」を「一三五、六〇〇円」に、「一一七、〇〇〇円」を「一一七、三〇〇円」に、「九九、一〇〇円」を「九九、四〇〇円」に、「七三、一〇〇円」を「七三、四〇〇円」に、「四八、八〇〇円」を「四九、一〇〇円」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第十五条第二項第一号イ、第二十七條第一項第一号及び別表第三専門機関の項の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第六の規定は、平成三十年四月一日から適用する。
- 3 改正後の第三十條第二項の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。
- 4 改正後の群馬県病院事業職員の給与に関する規程の規定を適用する場合には、改正前の同規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の同規程の規定による給与の内払とみなす。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
